

令和7年度事業計画書

社会福祉法人北斗市社会福祉協議会

《基本理念》

ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり

■基本方針

誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるようにするためには、市民一人ひとりが、日頃から、ともに助け合っていく仕組みづくりを地域の中で主体的に築いていく必要があります。

本会では「地域づくり」をキーワードに、かつての「おたがいさま」などといった、地域の人びとが互いに支え合える相互扶助を復活させ、地域住民一人ひとりの暮らしが生きがいをもって安心して暮らせる地域を目指し、互いに支え合う地域力の強化を図り、ひいては災害時にもその地域力が発揮できるよう、アクティブシニアをはじめとする地域住民、関係団体、行政、関係機関及び社会福祉法人・福祉施設等とともに、北斗市社協の基本理念である「ともに支え合う、やさしさとぬくもりのある福祉の地域づくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

国においても令和3年施行の社会福祉法改正で、重層的支援体制整備事業が市町村の取り組む任意事業として位置づけられました。既存の相談支援や地域づくりに向けた支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する「重層的支援体制」を構築し、推進していくことが求められています。

当社協においても、令和6年度は市から重層的支援体制整備事業移行準備事業を受託し、相談支援機関や地域づくりに向けた支援機関と包括的な支援体制の構築を進めてきました。

令和7年度は、これまで取り組んできた既存の事業を生かしながら、「多機関連携事業」、「アウトリーチ等支援事業」、「参加者支援事業」の新たな事業を受託し、既存の「相談支援事業」と「地域づくりに向けた支援」と一体的に事業を進めてまいります。

■実施事業

基本目標1 ふれあい、支え合うまちづくり

(1) 小地域ネットワーク活動事業

各町内会を単位として、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の見守り活動や日常生活支援活動を推進し、活動費を助成します。

(2) サロン活動支援事業

① サロン活動支援事業

町内会や老人クラブ等が会館等を活用し、定期的・継続的に各種の催しを開催し、高齢者等の閉じこもりを防ぎ、声掛けすることによって地域とのかかわりを深めることので、通いの場としての「サロン活動」を推進し、支援します。

② ふれあい・いきいきサロン普及活動事業

ふれあい・いきいきサロンを定期的を開催する団体で、介護予防運動に資する運動等を取り入れている団体に対し、活動費を助成します。

(3) 「介護予防運動から始める地域づくり」活動

① ふまねっと運動普及事業

住民同士が気楽に、無理なく集える「ふれあい・いきいきサロン」や「ふまねっとサロン」等により、「地域住民が互いに助け合って暮らすことができる地域づくり」の動機づけとして、ふまねっと運動普及活動を実施します。

② ふまねっとサポーターの育成

地域住民が自主的にふまねっと運動を実施できるよう、ふまねっとサポーターを育成します。

③ ふまねっと本体等購入費助成事業

介護予防運動を定期的実施する団体に対し、ふまねっと本体やレクリエーションボッチャ用具、カーリンコン用具の購入費の一部を助成します。

④ 誰もが参加できる介護予防運動の普及

ふまねっと運動など老若男女問わず、レクリエーション感覚で楽しめる運動の普及に努めます。

(4) オレンジカフェ（認知症カフェ）支援活動

令和6年度は9月の認知症月間に合わせて、認知症の人やその家族、地域住民が集い互いの交流や情報交換、居場所づくりを目的とするオレンジカフェ（認知症カフェ）を開催しました。今年度は更に期間を延長して実施できるよう、関係機関と協議し運営等を支援します。

(5) 子育て支援の充実

育児の手助けをしてほしい方(依頼会員)と育児のお手伝いをしたい方(提供会員)繋ぐ南渡島ファミリー・サポート・センター事業の実施や民間発の自主的・自発的な取組みである子ども食堂等の事業に対する運営支援を引き続き実施します。

(6) 生活困窮者等の支援事業

① 生活困窮者自立支援事業

北斗市生活相談支援センターを設置し、生活困窮者や引きこもり、ニートなどで生活に困窮している人に対して、自立した生活が送れるよう相談支援、就労準備支援及び家計相談支援を実施します。

② 生活困窮者等に対する安心サポート事業

“制度の狭間”にある人に対し、相談支援事業や現物給付による経済的援助事業、就労機会を提供する就職活動応援事業を実施します。

③ 生活福祉資金貸付

離職者や低所得者にかかる生活資金の貸付相談、申請受付、生活支援、返済等にかかる業務を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還が始まっていることから、更にきめ細やかな支援を行います。

④ 生活応急資金貸付

一時的な思いがけない出費に対し、困窮者の生活に必要な少額の資金の貸付を行い、その生活の安定を図ります。

(7) 心配ごと相談所開設

本会事務所において、心配ごとや生活の向上に関する相談などに応じる「よろず相談所」を通年開設します。

(8) 高齢者見守り活動の充実

歳末助け合い募金を活用し、民生委員児童委員が一人暮らしの高齢者宅を訪問する際に、プレゼントを配りながら見守り活動を実施します。

この事業は70歳以上の高齢者を対象として実施してきましたが、対象者の増加により配布物の確保が困難となっていることから見直しに迫られています。

① ふれあい・見守り事業

上磯地区の高齢者の居宅を訪問し、米等を配付し、見守りを行います。

② サンタクロース活動事業

大野地区の高齢者の居宅をサンタクロースに扮した大野農業高校の生徒とともに訪問し、同校生徒が制作した花やケーキを配付し、見守りを行います。

(9) 福祉票事業

要援護者の緊急時の連絡先等を記載する福祉票を配付し、緊急時には救急隊員が福祉票を活用できるように対策を講じ、安心した日常生活の確保に努めます。

(10) 介護保険事業等の実施

他の事業所と協力して、居宅介護支援事業所や訪問介護支援事業所を運営し、地域課題の把握に努めます。

(11) 市からの受託事業の実施

地域包括支援センター事業や保健センター指定管理事業など市が行う事業の委託先として、各種福祉サービス事業を受託し、福祉のまちづくりに貢献します。

基本目標 2 認めあい・助けあう心を育む人づくり

(1) 地域福祉に関する意識の醸成

① 社会福祉大会の開催

社会福祉に貢献のあった人達を表彰し感謝の意を表すとともに、講演等を実施し、福祉の啓蒙を図ります。

② ふれあい広場の開催

障がい者と地域住民とのふれあいと交流を図るための施設主催事業に対し、本会が共催事業として参加し、施設運営法人との連携を図ります。

(2) 福祉教育の推進

① 福祉教育への支援

地域づくり活動や福祉教育活動等に取り組む団体・学校等に対し、活動費を助成し、福祉教育への取組を支援します。

② 福祉講座等の開催

福祉を学ぶ機会として「福祉講座」や「認知症サポーター養成講座」、「ボランティア養成講座」などを開催し、福祉教育の推進と人材の育成を図ります。

③ ボランティア体験講座の開催

施設の慰問等を通して、子ども達のボランティア体験の場を設定します。

(3) 地域福祉活動の担い手育成

アクティブシニアや子育てを終えた女性等に働きかけて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘、育成に取り組みます。

また、高齢者自身の豊富な経験や知識、特技などを地域住民のために活かし、生活支援の担い手としてその技術を発揮できる事業づくりを進めます。

(4) 福祉人材の確保

本会が経営する訪問介護事業所等の人材を確保するため、介護職員人材育成支援事業助成金制度により、福祉サービス・援助活動を担う質の高い人材の育成、人材の確保及び資質の向上を図ります。

(5) 市民活動サポートセンター事業

ボランティアの提供会員と依頼会員を登録し、それぞれの会員同士による相互援護活動を支援するとともに、各ボランティア団体やその他の個人ボランティアなどの活動の場としてセンター機能の強化・充実を図ります。

(6) 権利擁護の推進

判断能力が不十分な人の権利や財産を守る日常生活自立支援事業や成年後見制度における法人後見を実施するとともに、同制度の周知や権利擁護に関する相談等を実施します。

(7) ボランティア人材の育成

ボランティアの新たな担い手づくりのために、ボランティア養成講座の開催や市民活動サポートセンターに登録しているボランティアの皆さんに対するスキルアップ研修などを行い、ボランティア人材の育成に努めます。

基本目標 3 連携・協働に向けた組織づくり

(1) 会員増強に向けた取り組み

本会の財政基盤の強化を図るため、市民の皆さんと町会連合会のご協力をいただき、個別会員の加入促進を行うとともに、商工会等を通じて賛助会員の加入促進を図ります。

(2) 情報提供の充実

① 社協だよりの発行

社協の事業や福祉団体等の活動を理解していただくための啓蒙活動として、「社協だより」を発行し、町内会の協力を得て全戸配布します。

② 多様な形態の情報発信

ホームページ等を通して、最新の情報、住民に有益な福祉情報の発信・提供に努めるとともに、facebook や X (旧 twitter)、LINE 等多様な伝達手段を活用した情報発信を検討します。

(3) 社会福祉法人や町内会等と協働

買い物が困難な地域で一人暮らしの高齢者等を対象に、この事業に協賛する社会福祉法人が所有する車輛を利用して、町内会やボランティア等が大型店舗等での買い物支援を実施します。

(4) 当事者や家族の会と連携

認知症の人と家族の会、ひきこもりや要介護者家族などを支援し、当事者の交流を図るとともに、要介護者同士の交流や情報交換を行い、介護者の孤立や介護うつ、介護心中、介護離職等の防止に努めます。

(5) 福祉団体等の事務局運営

母子寡婦会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、遺族会、戦没者慰霊会、ボランティア団体などの事務局を運営し、引き続き各団体との連携に務めます。

(6) 重層的な課題解決に向けた連携

複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、関係機関と連携を強め、包括的な支援体制の構築を目指します。

(7) 災害ボランティアセンターの設置に向けた連携

災害発生時には市民活動サポートセンターが災害ボランティアセンターとして機能するよう、平時から行政やボランティア、NPO等各種団体と連携し、啓発活動や運営体制の構築を図ります。

(8) 共同募金委員会との連携

赤い羽根共同募金や歳末助け合い募金等の募金活動に取り組むほか、被災者に対する災害見舞金の交付や緊急災害時に向けた連携強化を図ります。